

改定前	改定後
<p data-bbox="244 522 868 558">第24条（保険契約者による保険契約の解約）</p> <p data-bbox="262 598 1220 669">(1) 保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。</p> <p data-bbox="262 712 1251 783">(2) 保険契約者が解約請求するときは、当社所定の書面を当社の本店または指定した場所に提出するものとします。</p> <p data-bbox="262 865 1258 972">(3) 保険契約者が解約請求した場合、<u>(2)に規定する書面が当社に到着した日を解約日とし、保険契約は解約日の属する月の翌月1日から将来に向かって効力を失います。</u></p>	<p data-bbox="1299 522 1923 558">第24条（保険契約者による保険契約の解約）</p> <p data-bbox="1317 598 2275 669">(1) 保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。</p> <p data-bbox="1317 712 2303 819">(2) 保険契約者が解約請求するときは、当社所定の書面を当社の本店または指定した場所に提出するものとします。<u>なお、保険契約者は、当社所定の電磁的な方法で解約請求を行うことができます。</u></p> <p data-bbox="1317 865 2295 1012">(3) 保険契約者が解約請求した場合には、<u>(2)に規定する書面または電磁的な請求書類が当社に到着した日を解約日として、保険契約は解約日の属する月の翌月1日から将来に向かって効力を失います。</u></p>